

よこはまシニアボランティアポイント登録者 各位

横浜市健康福祉局長

よこはまシニアボランティアポイント事業における
令和 2 年に獲得したポイント(未換金分)の繰り越しについて (通知)

日頃より、よこはまシニアボランティアポイント事業に御協力いただきありがとうございます。

当事業については、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、登録研修会の中止や、受入施設でのボランティア受入れ見合わせ要請など、感染拡大防止に向けた対策を実施してきました。その結果として、思うような活動ができず、換金対象となる「1,000 ポイント」に満たなかった方(未換金者)が 4,000 人を超えました(令和 2 年 1 月～12 月分)。

未換金者のポイントについては、翌年に繰越し、令和 3 年中の活動で獲得したポイントと合算して計算することとなりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年においても引き続き活動が制限されている状況です。

つきましては、コロナ禍を考慮し、令和 2 年の未換金者のポイントを令和 3 年分と合算しても 1,000 ポイントに満たなかった場合に限り、令和 4 年 12 月 31 日まで繰り越せることとしますのでお知らせいたします。

詳しい説明については別紙事例をご参照ください。

◇よこはまシニアボランティアポイント事業実施要綱 第 11 条第 10 項

「換金の対象となるポイントが 1,000 未満の未換金ポイントは、付与を受けた日の属する年の翌年 12 月 31 日まで、ポイント換金における効力を有するものとする。」

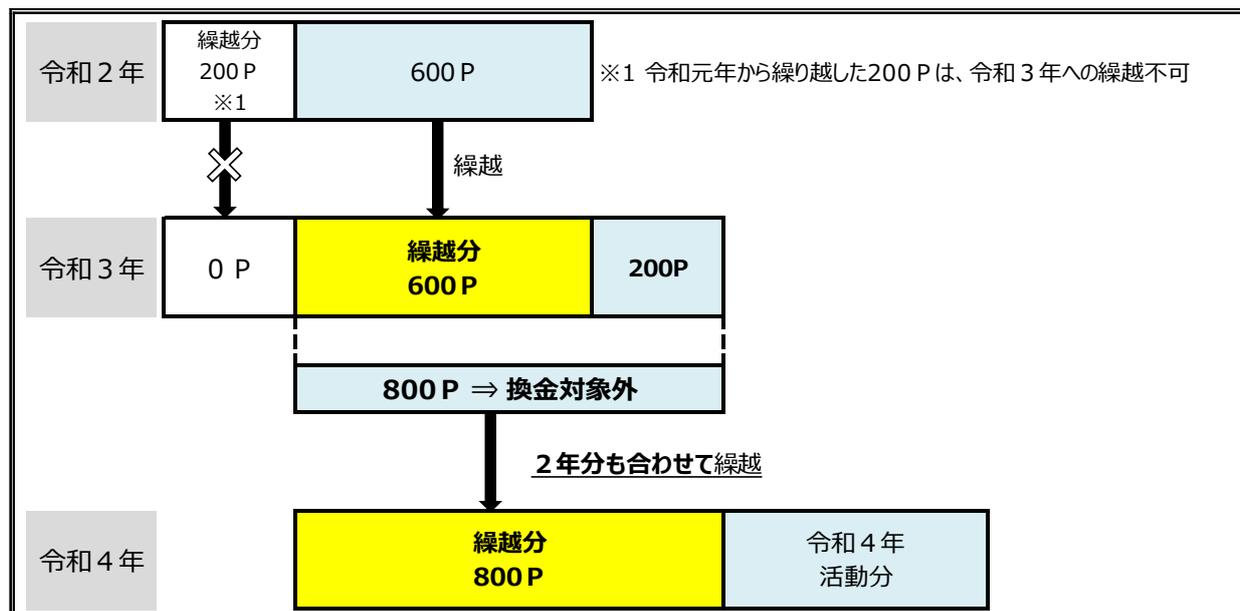
【よこはまシニアボランティアポイント】

健康福祉局介護保険課 よこはまシニアボランティアポイント担当

TEL : 045-671-4252 E-mail : kf-kaigoikiiki@city.yokohama.jp

(別紙)

【ポイント繰り越しの例】



○令和2年のポイントが800P（うち200Pは令和元年からの繰り越し分）だった方は、令和2年の換金対象外のため、ポイントが令和3年に繰り越されます。なお、うち200Pについては令和元年から一度繰り越しているため、再度の繰り越しはできず消滅します。そのため繰り越しポイントは600Pとなります。

○令和3年中に200P獲得した場合、繰越分600Pとあわせて800Pとなり、令和3年の換金対象外ですが、令和2年の活動で獲得した600ポイントについては、令和4年まで繰り越し可能としますので、全体の800Pが繰り越されます。

※なお、令和3年中に1,000Pに到達した場合、繰り越しはありません。